

議案第 25 号

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例の制定について

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例を次のとおり制定しようとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条に基づき、本市の障がい者のための施策に関する基本的な方針である伊賀市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、伊賀市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長からの諮問に応じて、計画の策定について調査、審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体を代表する者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 就労関係機関に従事する者
- (7) 人権関係団体を代表する者

- (8) 市民から公募した者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、その職をもって委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。
 - 3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査し協議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉部障がい福祉課に置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。